

令和4年 No.3

○東京学芸大学大学院教育学研究科研究生規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

研究生の入学時期及び在学期間に係る委託研究生及び一般の研究生の区分を明記すること並びに在学期間の延長に係る手続を明確にすることに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和4年3月9日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学大学院教育学研究科研究生規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年3月10日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和4年規程第2号

東京学芸大学大学院教育学研究科研究生規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院教育学研究科研究生規程（平成7年規程第10号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院教育学研究科研究生規程の一部改正について

改正理由：研究生の入学時期及び在学期間に係る委託研究生及び一般の研究生の区分を明記すること並びに在学期間の延長に係る手続を明確にすることに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(入学時期)</p> <p>第5条 研究生の入学時期は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>委託研究生 月の初日</u></p> <p>(2) <u>一般の研究生 4月又は10月の初日</u></p> <p>(在学期間)</p> <p>第6条 研究生の在学期間は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>委託研究生 3月以上1年以内とし、年度を越えることはできない。</u></p> <p>(2) <u>一般の研究生 4月入学の場合は1年、10月入学の場合は6月</u></p> <p><u>2 研究生が前項の在学期間を超えて研究の継続を希望するときは、指定の期間内に</u> <u>願い出ることにより、1年以内に限り在学期間の延長を許可することができる。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年3月10日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(入学時期)</p> <p>第5条 研究生の入学時期は、<u>原則として4月又は10月とする。</u></p> <p>(在学期間)</p> <p>第6条 研究生の在学期間は、<u>1年以内とする。ただし、研究を継続する必要があるときは、1年以内に限り延長を認めることができる。</u></p> <p>〔省略〕</p>